

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

えびの市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 現況

本地域は、北部と南部を山に囲まれ、特に南部の霧島連山には世界的にこの地域のみとされているノカイドウ（天然記念物）が生息地として有名な地域である。また、甕岳の針葉樹林（天然記念物）などがあり、北部は矢岳高原県立公園、南部は霧島錦江湾国立公園に指定されている。これらの山々から供給される豊富な水資源を活用した県内有数の稲作地帯であり、恵まれた自然環境の中で作付けされたえびの産ヒノヒカリは、県内初となる特 A の獲得や宮崎特選米として認定されるなどブランド米として県内外に認知されている。

また、稲作から生ずる稲わらの一層の畜産利用や耕種農家への堆肥供給による耕畜連携の拡大が求められる。

更に、地域の話し合いによって策定された地域計画を基本として、担い手への農地集約を進めるとともに、農業用水路や農道等の保全・補修を軽減することや中山間地域等の生産条件が不利な地域においては、この取組を是正することが必要である。

2 目標

1 を踏まえ、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業により、農業・農村の持つ国土保全や景観等の多面的機能を支える地域の共同活動を支援し、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業により、中山間地域等の条件不利地域と平地との生産費等の格差を支援する。さらに、法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業によって、環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援することにより、農業・農村の多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
えびの市全域	法第 3 条第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる事業

- 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域を設定しない。**

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 農業者団体への指導・助言

農業者団体等による各種の取り組みの効果的な促進を図るため、地域ごとの多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取り組みの実態等に応じたきめ細かい指導・助言等を行うものとする。

2 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、市は、関係者間での情報共有や効果的な事業推進及び定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携に努めるものとする。

3 2号事業に取り組む場合の留意事項

別紙参照